

青森県中小企業者等事業継続支援金について

青森県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により1年以上にわたり幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む県内中小企業者などに支援金を給付します。

■支援金額

1事業者あたり（定額：1回限り） 法人60万円 個人事業主30万円

■対象者

県内に事業所を有する大企業以外の法人および個人事業主（製造、卸小売、建設、農林、漁業、宿泊サービス、医療・福祉など幅広い業種が対象）

■支給要件（3つの要件を満たしていること）

- ①事業収入に伴う税の申告をしておりかつ新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年1月から6月までの間で連続する2か月（農林、漁業は連続する3か月）の合計事業収入が前年または前々年のいずれかの同期比で30%減少していること。
- ②現に事業活動を行っているとともに、今後も事業活動を継続する意思があること。
- ③基準年（2019年または2020年）における年間の事業収入が法人60万円以上、個人事業主30万円以上であること。

■申請締切

2021年10月31日（日） 当日消印有効

※詳細は「青森県 事業継続支援金」で検索
申請書の様式もこちらからダウンロードできます。

【お問合せ】 青森県中小企業者等事業継続支援金電話相談窓口
☎0120-740-361
平日：午前9時～午後5時
（7月22日～25日、10月30・31日は土日祝日も受付）

不正軽油について

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売および使用などを行うことは脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられます。

不正軽油に関する情報がありましたら、ご連絡ください。

- ・不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- ・自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部課税課
☎22-8581（内線207）

借金に関する相談窓口のお知らせ

相談員が借金の状況などをお伺いし、必要に応じて、弁護士などに引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。

■受付日時：毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分

■相談専用電話：017-774-6488

※費用は無料で、秘密は守られます。

【お問合せ】 東北財務局青森財務事務所 理財課
☎017-722-1463